

新真和志複合施設建設事業

実施方針及び要求水準書(案)に関する第2回質問意見への回答

No7,8

令和5年5月19日

那覇市

新真和志複合施設建設事業

実施方針に関する質問への回答

No	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	①	項目等	質問内容	回答
7	14	第2章	第2節	5.					民間施設の実施に係る基本協定	※実施方針に関する質問への回答No.25 ①文中(3)回答について、「事業者」はSPCを指すとの回答ですが、本件のために設立するSPCが民間収益施設の運営実績を保有することは不可であり、実施方針P18・2(5)の代表企業による実績確認も不可です。「事業者」は「民間収益事業を行う者」と理解してよろしいでしょうか？	民間施設の実施に係る基本協定及び契約締結の相手方はSPC又は代表企業とし、SPCについては同一の代表企業が出資者中最大の出資割合を負担することを条件として、本事業（公共施設）のSPCと分けて設立することも可とします。
8	14	第2章	第2節	5.	(1) (3) (4)				基本協定 借地契約	質疑回答No.25について、民間施設の契約相手となるSPCは公共で組成するSPCとは別と考えてよろしいでしょうか。また、そのSPCのメンバーについては民間施設のみを業務とする場合、参加資格は問われないとの理解でよろしいでしょうか。	民間施設のみを業務とする場合でも、実施方針p.18に記載の通り、民間収益事業を行う者は、代表企業において、事業提案内容と同等、又は、それ以上の規模の施設に関する各業務の実績を有する者であることを確認してください。